

事務連絡
令和4年2月18日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者を対象とした
無料検査について

標記については、令和4年1月19日付事務連絡により1月20日から開始しているところ、ご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、当初は、2月28日に本事業を終了することとされておりましたが、依然として沖縄県の医療体制は厳しく、加えて沖縄県は離島特有の医療体制への懸念があることから、期限が3月31日まで延長されることとなりましたので、引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 検査対象

- ・羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港と、沖縄県内の空港（那覇、宮古、下地島、新石垣の各空港）との間を結ぶ便の搭乗者のうち、検査を希望する方（逆区間、経由便の利用も可）

2. 検査方法

- ・実施時期 : 1月20日（木）～3月31日（木） ※期間の延長
- ・検査方法 :

- ① 国が契約する検査会社の店舗（大宮、都内7か所（秋葉原・渋谷・池袋・新宿・新橋・浜松町・吉祥寺）、梅田、那覇等）で行う唾液PCR検査・抗原定性検査
- ② 国が契約する検査会社から自宅等に配送される唾液PCR検査キットを用いた検査
- ③ 国が契約する検査会社が空港（羽田、伊丹、福岡空港）内に設置するブースで、搭乗までに抗原定量・抗原定性検査
（注）いずれも無料（要予約）

3. 事業者にご協力を求めている事項

① 会社HPにおける内閣官房HPリンクの掲載等

各社ホームページのトップページ等において、本検査の実施内容を周知ください。

また、内閣官房ホームページ「羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者を対象とした無料検査」へのリンクを掲載ください。

ホームページ URL : https://corona.go.jp/passengers_monitoring/

② 搭乗者への周知

羽田空港等と沖縄県内の空港との間を結ぶ便の搭乗者に対して、メール等において、本検査の実施内容を周知ください。

以上